

# 衆議院財務金融委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月17日（水）、第12回の委員会が開かれました。

- 1 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）
- ・麻生財務大臣兼金融担当大臣、田中内閣府副大臣、長尾内閣府大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- （参考人）日本銀行副総裁 雨宮正佳君
- ・宮本徹君（共産）が討論を行いました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
- （賛成－自民、立憲、公明、社保、青山雅幸君（無） 反対－国民、共産、維新）
- （質疑者）櫻井周君（立憲）、階猛君（国民）、宮本徹君（共産）、丸山穂高君（維新）、青山雅幸君（無）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 櫻井周君（立憲）

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案

- ア 金融機能の健全化の定義
- イ 地方における金融仲介機能の現状についての大臣の認識
- ウ 現状の金融機能は概ね健全であるとの大臣の認識を踏まえ、金融再生勘定の保有株式の処理を早期に再開する必要性
- エ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律制定の背景
  - a バブル発生期及び崩壊後に行った金融政策についての日銀の見解
  - b バブル発生期及び崩壊後の金融行政上の対応についての大臣の見解
  - c ブラザ合意後の円高不況、日米貿易摩擦の過熱及びバブル崩壊後の公的資金注入の遅れなど財政上の対応についての大臣の見解
  - d 発見が困難なバブル発生・拡大時期における対応についての大臣の見解
  - e 既に異次元なレベルの金融緩和策を採っている中、次の金融危機発生時の日銀の財務状況の悪化及び採り得る対応についての日銀の見解

## 階猛君（国民）

- （1）預金保険機構の金融機能早期健全化勘定から国庫への8,000億円の納付
  - ア 平成31年度予算で国庫納付をすることとした理由
  - イ 仮に8,000億円の納付がなかったと仮定した場合、2019年の基礎的財政収支は悪化していたという意見についての大臣の見解
- （2）現代貨幣理論（MMT）
  - ア MMTの提唱者による日本がMMTを実践しているという主張に対する大臣の見解
  - イ 日本がMMTを実践していると評価されていることに対する大臣の印象
  - ウ 日本の財政への信認が揺らがないように大臣がMMTに毅然とした態度を示す必要性
  - エ 日本は財政再建に意欲的ではないと指摘されていることについての大臣の見解
  - オ MMTの理論の妥当性についての大臣の見解
- （3）金融機能早期健全化勘定において使用する可能性のある金額等の試算の根拠
  - ア 金融機能強化法（震災特例）に基づく協同組織金融機関への資本参加に関する損失発生に備えるための資金として会計検査院が試算した約4,700億円と金融庁が算定した約1,600億円との整合性についての大臣及び検査院の見解
  - イ 新生銀行株式の損失発生に備えるための資金の算定

- a 同資金の算定を簿価 200 億円としたのは、全損する可能性を踏まえたものであることの確認
- b 新生銀行の株式が全損する前提で留保する資金を算定した理由
- ウ 新生銀行株式は簿価で算定し、震災特例の協同組織金融機関の資産内容は実態に即して算定した理由
- エ 金融再生勘定で保有する特別公的管理銀行から買い取った株式に関する損失発生に備えるための資金
  - a 同資金を日経平均株価 14,000 円の水準で約 6,200 億円と試算した根拠
  - b 約 6,200 億円と試算したことの妥当性についての大臣の見解
- オ 金融再生勘定や銀行等保有株式取得機構の保有株式について現段階で売却すべきとの意見に対する大臣の見解

#### 宮本徹君（共産）

- (1) 預金保険機構の金融機能早期健全化勘定の剰余金
  - ア 平成 31 年度予算で同勘定から 8,000 億円を国庫納付することとした理由
  - イ アの国庫納付金 8,000 億円を一般財源ではなく、消費税増税対策である臨時・特別の措置の財源に充て用途を限定する理由
  - ウ 金融機関の破綻処理財源の在り方
    - a モラルハザードを回避するため、政府補助に依存しない預金保険料及び金融機関負担金による納税者負担なき破綻処理とする、リーマンショック後の国際的な潮流についての政府の見解
    - b 近年、預金保険料率が引き下げられている理由及び預金保険機構における責任準備金の額
  - エ 金融機能早期健全化勘定廃止後の当該剰余金の所有者及び現行法における取扱い
  - オ 金融再生勘定の損失処理コストの在り方
    - a 当該剰余金の活用先である金融再生勘定の損失コストの発生原因
    - b 現行法における同コストの補填財源
    - c 上記責任準備金等の業界負担で破綻処理を行うという国際的な潮流に従った処理方法とすべきとの考え方についての政府の見解
- (2) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」（平成 31 年 4 月 3 日）関係
  - ア 同改正案の趣旨
  - イ 地域金融機関における持続可能なビジネスモデルの具体的内容
  - ウ OECD 対日経済審査報告書（平成 31 年 4 月 15 日）
    - a 同報告書における預貸利ざやの縮小に伴う貸出純益は低下傾向にあるとの指摘は、長期にわたる緩和的な金融政策の影響である可能性
    - b 持続可能なビジネスモデルを地域金融機関が構築できなくなっているのは、金融政策の副作用によるものである可能性
- (3) 投資用不動産向け融資に関するアンケート調査結果（平成 31 年 3 月 28 日）関係
  - ア スルガ銀行のように、銀行自らが不動産業者と結託して不正行為を行った金融機関の有無
  - イ 同様の不正行為が度々報道されるが、報道のような事実の有無

#### 丸山穂高君（維新）

- (1) 10 連休中の金融機関の対応についての注意喚起を利用者に対して再度周知徹底する必要性
- (2) 地域金融機関の経営改善に向けた金融庁の取組
  - ア 平成 31 年 4 月に公表された早期警戒制度の見直し等の内容とする「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を行う理由及び進め方
  - イ これまでに実施した経営改善に向けた支援等による効果についての金融庁の認識

- ウ 地方銀行同士の経営統合
  - a 経営統合における独占禁止法の適用の在り方についての政府の検討状況
  - b 地域内のシェアが高くなる経営統合を独占禁止法の特例として早期に実現させる必要性
- (3) 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案
  - ア 金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定だけに繰入れを可能とする理由
  - イ 金融再生勘定の健全性についての政府の認識
  - ウ 金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れを勘定廃止時に限定する理由
  - エ 国庫納付においては内閣総理大臣の認可のみ必要なのに対し、勘定間の資金移動においては内閣総理大臣だけではなく財務大臣の認可も必要とする理由
  - オ 10.4兆円の国民負担が確定している中で金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れを可能とする措置を設けることにより公的資金による破綻処理制度の国民負担を複雑で分かりづらいものにする事への懸念
  - カ 同法律案第18条第2項に規定されている「金融再生勘定に属する財産の状況に照らして特に必要があると認めるとき」の具体的に想定される状況
  - キ 現在停止されている預金保険機構が旧日本長期信用銀行及び旧日本債券信用銀行から買い取った株式の売却についての今後の方針

**青山雅幸君（無）**

- (1) 平成6年の東京協和信用組合及び安全信用組合の破綻処理の枠組み
- (2) 平成8年から平成10年にかけての預金保険法改正の概要
- (3) 平成8年の預金保険法改正で設けられた預金等の全額保護措置による国民負担額
- (4) 平成10年当時の金融機関の経営状況
- (5) 平成10年に制定された金融安定化法
  - ア 同法の概要並びに同法による金融機関への公的資金投入額及び同資金の回収額
  - イ 同法により金融機関へ投入された公的資金のうち未回収額
- (6) 平成10年に制定された金融再生法
  - ア 同法の概要
  - イ 旧日本長期信用銀行（現新生銀行）及び旧日本債券信用銀行（現あおぞら銀行）の一時国有化
    - a 平成10年9月の旧日本長期信用銀行及び平成10年12月の旧日本債券信用銀行の金融監督庁による検査で判明した債務超過額
    - b 両行へ投入された公的資金額
    - c 両行破綻時の預金残高及び金融債残高
    - d 両行の株主が全額損失を負担する一方、一時国有化により両行の債券保有者等の債権者を救済するという不公平な処理をした理由
    - e 一時国有化後の両行の売却額及び現在の純資産額
- (7) 日本銀行、FRB（米国連邦準備制度理事会）及びECB（欧州中央銀行）等の中央銀行が大規模量的緩和策を実施している状況の中でのその副作用として現在世界的に金融バブルが増長しているとの懸念及び同懸念への対処についての大臣の見解